

行為の必然性について——京都学派の実践哲学の再構成に向けて

Necessity of an act: towards the reconstruction of practical philosophies of the Kyoto School

猪ノ原次郎 (INOHARA Jiro)

(北海道大学大学院)

1930 年代から 45 年までの京都学派の思想の展開を導く糸として「行為」を名指すことができるだろう。特に西田幾多郎、田辺元、三木清は 30 年代初頭から相前後して「行為」をみずからの哲学の基底に据えていく。とはつまり、彼らにとって行為は他の諸々のテーマと並ぶ一つのテーマではなく、哲学の「立場」そのものに関わる根本概念となったということである。

他方、哲学が何よりも「論理」の探究であるという確信も彼らのうちで健在であった。かくして彼らは各々の仕方で、「単なる」客観の秩序とは異なる行為ないし実践の秩序を、歴史的・社会的なものの「論理」として分節化することを試みていく。

行為に固有の秩序が端的にあらわれるのは行為の必然性においてであろう。すなわちルターが言った「私はここに立つ。私はそうする以外にできない。Hier stehe ich, ich kann nicht anders.」が典型的に示すような意味での必然性である。これが風に吹かれた岩が坂を転がり落ちる以外にないという「自然的」必然性と異なることはひとまず見て取れる。では、かかる行為の必然性はいったい何に存するのか——その必然性の源泉は奈辺にあるのか？行為の「論理」の学を名乗る哲学であればこのような問題への取り組みを含むべきであるように思われる。あるいは、少なくともこのような問題に取り組み得る構造を備えているべきであると思われる。

本発表では、体系として比較的整理されている 1930 年代以降の三木に注目し、行為の必然性という問題を指標として彼の哲学の基本構造に光を当てる。これにより、三木において行為の必然性は人間存在の本質である「二重の超越」、とりわけ「主体への超越」に淵源し、「制度」として具体化することが示されるだろう。そのうえで、同じ問題に対する西田（と紙幅に余裕があれば田辺）の論述を参照し、二者（または三者）の特徴を析出することを試みる。これらの作業を通じて、京都学派における（複数の）行為の哲学ないし広義の実践哲学の比較考察的な再構成に向けた一視角を確立したい。